

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	建築指導課

標準処理期間は、45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。